

政策8 住民みんなの健康づくりの推進

施策20 医療体制の充実

現況と課題

高齢化が進む中で、市民の健康を支える医療体制の充実が重要となってきています。

本市では、幡多保健医療圏の中で、市民病院、医師会、幡多けんみん病院の連携を軸に地域医療の体制を確保しています。

市民病院は、幡多けんみん病院とともに急性期医療を担う重要な位置づけにあります。近年の地方における医師不足の影響で慢性的な赤字経営となっていることから、平成24年度には経営健全化計画を策定するなど、病院全体で経営改善に努力しています。現在は5診療科、医師11名（平成26年度末）の体制で運営し、市内で唯一全身麻酔手術が可能な医療機関として多くの緊急手術を行うとともに、禁煙外来、人間ドックや脳ドック、各種健診等も実施することで市民の健康を守っています。また市民病院は市の災害医療救護計画において災害時の救護病院に指定されており、平成24年度には院内でDMAT（※）を組織する等、災害対応能力の向上を図っています。また平成23年度には院内に地域連携室を設置し、病診連携や介護との連携を図りながら市民の安心を支えています。

西土佐地域では、西土佐診療所と3つの出張診療所を運営し、介護との連携、訪問診療・訪問看護体制を築き、看取りも含め、住民とともにある医療を実践するとともに、救急医療については、宇和島方面とも連携しています。

救急医療については、幡多けんみん病院（24時間）と市民病院（22時まで）が担い、日曜日・祝日は医師会の在宅当番医が対応していますが、救急医療機能の役割分担体制は、幡多保健医療圏全体の課題でもあります。

また、市内には、小児科、産婦人科、眼科が少ないなど、広域連携による医療体制の確保が必須となっています。加えて、高齢者の増加に伴い、訪問医療の充実、介護との連携が急務となっており、地域医療を支える医師・看護師、リハビリ等の専門職の確保が必要となっています。

関連計画

名称	策定年	計画期間
四万十市立市民病院経営健全化計画（改定）	H26	H27～H29

※DMAT

災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム

主な施策

施策名	内 容
1 地域医療体制の充実	<p>①地域完結型医療体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民病院と医師会の連携により、急性期から回復期、療養期までの地域完結型の医療体制を確保していきます。 ・西土佐診療所の施設・設備の改修、市民病院と連携した医師・看護師等の体制確保を目指すとともに、さらなる経営健全化に努めます。 <p>②救急医療体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幡多けんみん病院、市民病院、医師会（在宅当番医制）、急患センター等との連携により救急医療体制を確保し、充実を図ります。 <p>③広域連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幡多保健医療圏の中で、高度医療、救急医療、多様な診療科を確保できるよう医師会との連携に努めます。 <p>④医療・介護・福祉の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築により、介護・医療・住まい・生活支援・予防にわたるニーズに応えられるよう、地域ケア会議の開催など、医療・介護・福祉との連携を強化します。 <p>⑤適正受診の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療に対する市民の理解を進め、適正な受診を促進します。
2 市民病院の充実	<p>①地域医療の中核機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急性期医療の拠点機能を維持・充実させていきます。 ・市民の医療ニーズや健康管理に関わる課題、広域の医療情報などの収集・整備に努め、地域の医療機関と共有するとともに、地域の医療機関のニーズを把握し、医師会と連携して課題解決を図ります。 ・高度医療、救急医療等における広域連携・調整の機能を担うとともに、災害時の医療体制（DMATや資機材整備等）の強化を図り、広域の医療に貢献します。 <p>②診療体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民のニーズに応える診療科の維持・充実に努めます。 ・医師、看護師等の人材確保に努めます。 <p>③経営健全化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民及び地域の医療機関のニーズに応え、本市の地域医療の拠点としての機能を果たしていけるよう、経営の健全化を進めます。 ・脳ドック、禁煙外来など、本病院ならではの特色づくり、患者サービスの向上により選ばれる病院づくりを進めます。 ・ホームページ、病院広報誌などによる情報発信を充実します。 ・医療費請求の適正化、ジェネリック医薬品の導入、業務の効率化などを進めるとともに、職員意識の向上により経営感覚を向上していきます。

施策21 生涯健康づくりの推進

現況と課題

我が国では平均寿命が伸びる一方、健康で活動的に暮らせる期間（健康寿命）はそれより10年程度短い状況にあり、社会的な課題になっています。生涯の健康はすべての人の願いであり、一人ひとりの主体的な健康づくりが求められています。

本市では、健康増進計画に基づき、市民の健康の保持増進に力を入れ、特定健診・特定保健指導、各種がん検診などを実施するとともに、歯と口の健康づくり推進条例を制定し、口腔ケア事業・歯科口腔検診事業についても計画的に推進しています。また、市民向けの健康ウォーキングをはじめ、実践的な各種講座・教室などを行っているほか、地域ごとで健康・福祉地域推進事業を展開しています。

精神保健については、精神疾患だけではなく、発達障害、うつ、ひきこもり等幅広く対象とした相談援助を行う必要があることから、平成24年度からこころの健康に関する相談窓口を設け、平成25年度からは、精神保健福祉士等を配置し、医療、就労等の専門機関と連携して支援を行っています。

市民が心身の健康を保持増進していくためには、妊娠期から高齢期まで生涯にわたり切れ目のない支援が重要であり、医療機関や学校、職場、地域と連携しながら、一人ひとりが主体的に健康づくり活動を継続できるよう促していくことが求められます。本市では、健診（検診）受診の促進とともに、健診（検診）結果から生活習慣の改善・適切な治療へとつなげていますが、これまで取り組んできた歯と口の健康づくりなどの成果も見極めるとともに、健康・福祉地域推進事業による健康福祉委員会を中心に、医療・保健・福祉関係機関と連携して、市民が意欲的に、楽しく健康づくりに取り組めるよう支援していく必要があります。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
特定健康診査の受診率	38.9% (H26)	60.0%
12歳児一人の平均むし歯数	1.4本 (H26)	1.0本以下
歯科口腔定期検診受診率（成人～壮中年期）	15% (H26)	40%
喫煙する人の割合	男性32.6%、女性7.5% (H26)	男性20%以下、女性5%以下
多量飲酒者の割合（1日3合以上）	男性9.6%、女性5.0% (H26)	男性8%以下、女性4%以下

関 連 計 画

名 称	策定年	計画期間
健康増進計画	H26	H27～H31
歯と口の健康づくり基本計画	H26	H27～H31
国民健康保険第2期特定健康診断等実施計画	H24	H25～H29

主な施策

施策名	内容
1 多様な健康づくりの推進	<p>①疾病の予防と早期発見の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診・特定保健指導、各種がん検診を実施します。 ・ 生活習慣の改善、生活環境の調整、健康学習による健康増進を進めます。 ・ 健康情報を分析し、関係機関や、健康福祉委員会等の地区組織活動と連携しながら市民の健康保持・増進に活用していきます。 ・ 子どもの頃から健康的な生活リズムを身につけるために、『早寝・早起き・朝ごはん+運動』を、成人期からは『水・めし・うん・運(※)』をキーワードに普及・啓発します。 <p>②歯と口の健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医師会と連携し、市民の自己管理（セルフケア）能力の向上を推進します。 ・ 歯と口の健康づくりに関する情報提供や関係機関と連携し、サービス支援体制の充実を促進します。 <p>③こころの健康の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関で構成する四万十市若者等支援地域連絡協議会を中心に、職業訓練、就職あっせん、福祉就労などに結び付ける支援を推進します。 ・ こころの健康が保持できず社会参加が達成されない人のために、各種相談機関等と連携して社会参加への支援や専門機関への引継ぎを行います。
2 家庭・地域ぐるみで進める健康づくり活動の支援	<p>①健康情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や健康福祉委員会等、地域リーダーが健康づくりに関する意識・知識を高めていけるよう、健康学習や正しい情報の提供に努めます。 <p>②地域における健康づくり活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康・福祉地域推進事業を推進します。 ・ 健康福祉委員会と連携して住民の健康づくりに関する課題把握、健康づくり活動を進めます。

※水・めし・うん・運

普段の体調を整える四カ条（水＝水分、めし＝食事、うん＝排便、運＝運動）

政策9 支えあう地域づくりの推進

施策22 地域福祉の推進

現況と課題

少子高齢化・人口減少が進む社会であっても、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるためには、公的な支援のみならず、住民同士で支え合う地域の力が不可欠となってきています。

本市では、市街地・山間部を問わず人口減少と高齢化が進み、ライフスタイルの変化等により地域コミュニティの機能低下が進行しているほか、住民一人ひとりの生活課題や福祉ニーズも多様化する中で、行政の役割だけでは、住民が住み慣れた地域で心豊かな生活を維持することが難しくなってきています。住民の健康で安心な生活を支えるためには、新たな地域福祉の仕組みを構築していく必要性が高まっています。

市では、「地域に根ざした地域福祉の創造」を理念に掲げ、市社会福祉協議会と連携して地域福祉を推進してきました。平成24年度には健康・福祉地域推進事業を立ち上げ、地域において健康福祉委員会が組織され、「健康づくり」「介護予防、障害者・高齢者生きがい交流」「支え合いの地域づくり」を目的に、地域が主体となった取り組みが進められています。また、株式会社大宮産業を住民自らが立ち上げた西土佐大宮地区では、地域での支えあいや経済活動など、地域生活を支える共同事業を展開しています。

今後とも、市、地域住民、関係機関がそれぞれ力を出し合い、協働により住民の健康と福祉を支えていく体制を充実していく必要があります。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
健康福祉委員会の組織率	72.0% (H26)	84%
社会福祉協議会ボランティア登録者数	個人101人、団体23団体 (H25)	個人120人、団体27団体

関 連 計 画

名 称	策定年	計画期間
地域福祉計画	H26	H27～H31

主な施策

施策名	内 容
1 地域福祉の基盤づくり	<p>①協働による地域福祉推進体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の機会の提供を図り、人材の育成に努めます。 ・社会福祉協議会と連携し、地区活動や民生委員・児童委員協議会の活動を支援し、地域福祉の仕組みづくりを進めます。 ・地域の課題と解決策をコーディネートする人材の育成や仕組みづくりを推進します。 <p>②誰にもやさしい環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちや建物、交通機関などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進に努めます。 ・手話、要約筆記、音声情報や大活字、外国語対応など、情報のバリアフリー化を進めます。 <p>③低所得者福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと各種相談・指導・援助活動の充実に努めるとともに、自立に向けた就労支援を充実させます。
2 地域に根ざした支え合い活動の推進	<p>①健康・福祉地域推進事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉委員会の設立支援や活動内容の充実を図り、住民を主体とする支え合いと協働・連携による福祉推進の活動拠点の基礎とします。 <p>②避難行動要支援者の避難支援体制の確立 【再掲：施策4 災害に強いまちづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成と、避難支援の個別プランの作成を進めます。 ・福祉避難所の確保、避難時、避難場所に必要な設備・資材・医療的ケアなどの準備を進めます。



施策23 地域で支える子育ての推進

現況と課題

少子化が進行する中で、若い人たちが安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことのできる地域づくりが求められています。

保育サービスについては、全員入所を基本に受け入れを行っていますが、少子化等の影響により、今後、子ども数の動向に応じた再編も必要となっています。一方、障害児保育の需要は増加しており、加配保育士の確保が課題となっているほか、一時預かり保育、病児保育、延長保育等の確保、認定こども園開設（移行）など、保護者のニーズが多様化しているため、内容を検証しながら対応していく必要があります。

子育て支援では、核家族化の進展や転勤などにより、孤立しがちな子育て家庭への育児相談や保護者・親子の交流支援が必要となっています。このため、子育て支援センターをはじめ、子育てサークルや子育て応援団への支援に加え、子育て情報の提供なども充実していく必要もあるほか、地域ぐるみで子育てを行うという視点がますます重要となっています。

母子保健については、乳幼児健診、各種教室・相談などを実施し、育児不安の解消に努めているところです。

一方では、子育て経費の負担感が増大している状況にあり、経済的負担の軽減のために、効果的な支援体制を整える必要があります。

今後も、いじめ・不登校の深刻化、子育てコストの増大、児童虐待など子育てをめぐる様々な問題が懸念される中、保育所・幼稚園、小中学校、市民・地域が手をたずさえて地域全体で子育て・親育ちを支え、子どもたちが安心して育ち、若い人たちが「ここで子育てをしたい」と思えるようなまちをつくっていくことが求められます。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
保育所入所待機児童数（0～2歳児）	13人（H26）	0人

関連計画

名 称	策定年	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	H26	H27～H31
保育計画	H24	H24～H28

主な施策

施策名	内 容
1 保育サービスの充実	<p>①保育所施設整備と適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な判断のもと計画的な施設整備を図ります。 ・子ども数の動向に即して、施設の再編を進めます。 <p>②保育サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所と連携し、障害児保育の充実を図ります。 ・保護者の勤務形態が多様化する中、その保育ニーズの解消に向け、取り組みを推進します。 <p>③保育と教育の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所におけるこども読書の導入など、保育と教育の連携に取り組みます。
2 地域での子育て支援の充実	<p>①子育て支援機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政と地域が連携を図り、子育て支援機能の充実に努めます。 ・子育てに関する情報の収集・一元化を図り、市民や保護者等と情報の共有化に努めます。 <p>②子育てサークル・地域子育て活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て当事者による自主サークルや子育て応援団の活動を支援します。 <p>③ひとり親家庭等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所等と連携して、保護者の就業を支援します。 <p>④放課後の居場所づくり【再掲：施策17 青少年・若者の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童保育指導者の確保、受入年齢の拡大、専用施設や児童1人あたりの専有面積の確保など、放課後児童健全育成事業・放課後子ども教室事業を拡充します。 <p>⑤青少年活動の促進【再掲：施策17 青少年・若者の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども会の活動を支援します。 ・学校の部活動のほか、地域スポーツクラブや地域文化の伝承活動など、地域における青少年の活動・活躍を支援します。
3 保健・医療による子育て支援の充実	<p>①母子保健の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・関係機関と連携し、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を充実します。 ・発達に不安のある乳幼児に対し、医療機関、保育所との連携を図り、子どもの成長と家族への育児に対する支援に努めます。 <p>②子ども医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの健康や発達の心配事に対し、早期対応を図ります。

施策24 高齢者福祉の充実

現況と課題

我が国では、人口の急速な高齢化に対応して社会保障の構造改革が進められています。

介護保険制度は、団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者になる2025年を目途に、医療・介護・住まい・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指すための改正がなされ、市町村ごとに体制づくりが進められることになりました。

本市は、65歳以上の高齢者人口がすでに3割を超えている状況にあるため、各種健診や歯と口の健康づくり等を進めるとともに、筋力アップ教室、温水プールでの水中トレーニング等の提供や各地域における健康福祉委員会による健康づくり活動を促進するなど、介護予防事業に力を入れています。また、シルバー人材センターや老人クラブ、高齢者はつらつデイサービスなど、高齢者の社会参加を促進しています。しかしながら、各種の事業や活動については、参加者の固定化がみられるため、参加につながる情報の提供や移動手段の確保が課題となっています。

また、地域の中では、高齢化の進展により、独居や認知症高齢者への対応も問題となっています。市内には、特別養護老人ホームやグループホーム等の住まいも充実してきていますが、今後も特別養護老人ホームへの入所を希望する方は多く、要介護状態になっても安心して自宅や住み慣れた地域で暮らし続けることのできる環境を確保していくことが大きな課題となっています。

生涯健康で、自分らしい生活を継続することはすべての人の願いでもあり、身近な地域の中で、介護予防から介護、看取りまで切れ目のないサポートを実現していくためには、本市に息づく地縁や住民同士の助け合い意識を基本に、専門職と住民が連携して安心できる支援体制を築いていくことが重要です。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
要介護認定率	18.7% (H24)	17.60%
認知症サポーター養成講座受講者数	2,493人 (H26)	3,500人

関連計画

名 称	策定年	計画期間
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	H26	H27～H29

主な施策

施策名	内 容
1 地域ぐるみの支援体制の確立	<p>①地域包括ケアシステム構築の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを中心に、地域ケア会議の充実や医療、保健、福祉等の連携による地域包括ケア体制を充実し、介護予防から介護、看取りまで切れ目のないサポートを実現していきます。 <p>②健康・福祉地域推進事業の推進【再掲：施策22 地域福祉の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉委員会の設立支援や活動内容の充実を図り、住民を主体とする支え合いと協働・連携による福祉推進の活動拠点の基礎とします。
2 介護予防・生活支援の総合的な推進	<p>①高齢者の活躍支援と介護予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が仕事や地域活動に参加し、生きがいを感じながら健康づくりと地域づくりに貢献していけるよう努めます。 ・介護状態にならないために、筋力アップ施策の充実を図ります。 ・健康福祉委員会を中心に、地域での健康づくり活動を推進します。 ・利用者の多岐にわたる個別ニーズに対応した介護予防・日常生活支援総合事業の推進に努めます。 <p>②在宅生活の支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修、緊急通報システムの活用により安全・安心な生活を支えます。 ・見守りによる食の確保（配食）により、健康で自立した生活の手助けをするとともに安否を確認します。 <p>③認知症対策と権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の早期発見・早期対応に努めるとともに、認知症ケアパスの作成や認知症サポート活動のほか、介護者支援等を充実します。 ・高齢者虐待防止、権利擁護・成年後見制度の充実と活用促進を図ります。
3 介護サービスの効果的な提供	<p>①介護サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅サービスと施設サービスのバランスを取りながら、高齢者のニーズを踏まえて、サービス基盤をより一層充実させます。 <p>②適正な介護サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の解決すべき課題（ニーズ）や状態に即した利用者本位の介護サービスが適切かつ効果的に提供されるように、事業者への指導や支援を行います。 <p>③医療・介護・福祉の連携強化【再掲：施策20 医療体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築により、介護・医療・住まい・生活支援・予防にわたるニーズに応えられるよう、地域ケア会議の開催など、医療・介護・福祉との連携を強化します。
4 持続可能な支援体制の確保	<p>①介護保険事業の健全な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス給付等の必要量を見込み、介護保険料の適切な設定と収納による持続的な制度運営を図るとともに、サービスの有効かつ適正な提供に努めます。 ・サービスの質の向上、効果的な介護予防やケアの実現を図るため、介護保険サービス事業者・従業者等の育成・支援に努めます。

施策25 障害者福祉の充実

現況と課題

障害者権利条約の批准を機に、生活や社会参加において障害を理由とする差別が完全撤廃されることが目指され、障害のある人が地域で普通の生活が送れる社会づくりが求められています。障害のある人が安心して自分らしく暮らしていけるまちは、誰もが暮らしやすいまちと言えます。

本市では「ノーマライゼーション」の理念に基づき、お互いに支え合う「共生」のまち（相互理解とバリアフリー）、地域生活を支える「支援」のまち（生活支援と権利擁護）、意欲と生きがい満ちた「豊か」なまち（リハビリテーションと社会参画）づくりを進めてきました。

現在、精神障害者保健福祉手帳を持つ人や自立支援医療（精神通院）を利用する人、発達に心配のある子どもの増加がみられます。しかしながら、精神障害や発達障害等に対する市民の理解は不十分であることから、その理解の促進を図るとともに、障害者自身が社会参加できるよう、就労支援、入院・入所者の地域移行なども進めていく必要があります。また、自己決定に基づく適切なサービス利用等を支える相談支援やサービスの量・質の確保など、ライフステージに応じた切れ目のない支援を進めていくことが必要です。

これらの課題に対応していくためには、相談支援体制の充実をはじめ、教育や医療、労働、行政等の関係機関の協働による支援体制を確保していくことが重要です。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
障害者優先調達推進法に基づく市からの発注額	2,222,766円（H25）	5,000,000円
メール119の登録者数	1名（H26）	30名

関連計画

名 称	策定年	計画期間
しまんと障害者いきいきプラン（障害者福祉計画）	H24	H24～H28
地域福祉計画	H26	H27～H31

主な施策

施策名	内 容
1 共生のまちの基礎づくり	<p>①障害の理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターや障害者支援センターと連携を図りながら、交流機会の確保や各種研修等を通じて、障害者の理解の促進に努めます。 <p>②誰にもやさしい環境づくりの推進【再掲：施策22 地域福祉の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちや建物、交通機関などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進に努めます。 ・手話、要約筆記、音声情報や大活字、外国語対応など、情報のバリアフリー化を進めます。 <p>③権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の撤廃や虐待の防止、権利擁護や成年後見の仕組みを充実します。
2 情報・相談体制の充実	<p>①障害の早期発見・早期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害特性の理解促進に努め、医療・保健機関や教育・保育施設・職場等と連携し、障害の早期発見・早期対応を図ります。 <p>②情報提供・相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会を中心に、相談支援事業所の機能強化と医療・教育・就労・福祉等と連携し支援体制の充実を図ります。
3 自己実現と社会参加の支援	<p>①子育て支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0歳から就学、就労までの切れ目のない支援を実現します。 ・障害や発達に心配のある子どもの療育の実効を確保するため、保護者の障害受容の促進や家庭での療育環境の充実を図ります。 ・特別支援教育の体制づくり、教職員や子ども、保護者同士の理解促進により、障害の有無に関わらずともに学ぶ学校づくりを進めます。 <p>②保育サービスの充実【再掲：施策23 地域で支える子育ての推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所と連携し、障害児保育の充実を図ります。 <p>③一人ひとりに寄り添う教育の充実【再掲：施策16 学校教育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育など、障害の有無に関わらず、ともに学ぶ環境づくりを進めます。 <p>④就労等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の能力に基づき障害者就労支援専門機関と連携し、就労による自立を促進します。 <p>⑤社会参加機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会を中心に障害者のニーズの把握により、多様な社会参加の機会確保に努めます。 ・生涯学習・スポーツ・レクリエーション活動を支援します。 ・障害者団体の活動を支援します。
4 地域生活の支援	<p>①障害福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービス、日中活動系サービス等により在宅生活を支援します。 <p>②地域生活支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター、移動支援、意思疎通支援、日常生活用具等の支援など、在宅生活を支援します。